

差押えた不動産を 売却します

不動産合同公売

町は、納税義務を果たしている人との公平性を保つため、町税滞納者に対して財産の差押えを行っていません（平成25年度の差押件数は142件）。

公売とは、税金に滞納があるため差押えた財産（不動産など）を入札により売却し、その代金を滞納している税に充てるものです。県および中部地区の市町村と同一の時間・会場で、合同により実施します。

詳しくは、財務課税務室窓口の公売予定物件案内、または町ホームページをご覧ください。

URL <http://www.town.yoshio.kagunma.jp/>

※公売は中止になる場合があります。

▼公売期日 11月26日(水)

▼公売場所

群馬県前橋合同庁舎敷地内
群馬県地域防災センター
(前橋市上細井町2142-11)

▼問合せ先

財務課 税務室

☎ 26・2238 (直通)

不動産公売物件

★吉岡町-2、3、4は、農業委員会が交付する買受適格証明書が必要です。
(証明書発行まで2カ月程度を要する場合がありますので、お早目の申請をお願いします)。

売却区分番号	所在地	種別	地目・種別	地積・床面積 (㎡)	最低公売価額および公売保証金 (円)
吉岡町-1	大字上野田 1256-199 大字上野田 1256-221 大字上野田 1256-199 〃	土地	宅地	191.10	最低公売価額 3,199,000 公売保証金 320,000
		土地	宅地	31.02	
		建物	居宅1	1階 66.24 2階 31.46	
		建物	居宅2	1階 24.78	
★吉岡町-2	大字北下 159	土地	田	222	最低公売価額 1,309,000 公売保証金 140,000
★吉岡町-3	大字上野田 1039-1 大字上野田 1040-1	土地	田	1,385	最低公売価額 1,162,000 公売保証金 120,000
		土地	田	1,234	
★吉岡町-4	大字南下 1115 大字南下 1116	土地	畑	2,826	最低公売価額 3,430,000 公売保証金 350,000
		土地	畑	2,624	

※公売保証金とは、国税徴収法で定められているもので、入札する前に売却区分ごとに執行機関へ納付しなければなりません。公売保証金の金額は、最低公売価額の10分の1以上と定められています。落札できなかった場合、納付された公売保証金は、原則として公売終了後に全額返還されます。落札した場合は、納付した公売保証金を買受代金に充当できます。ただし、買受代金納付期限までに買受代金を納付しない場合などは、納付された公売保証金は没収となり返還されません。

滞納処分を強化しています

町税は、納税者の皆さんに自主的に納めていただくものです。しかし、一部に町税を納めない滞納者がいることも事実です。

滞納は、納税者にとつて不利益であることはもちろん、町にも大きな損失となります。

町税の滞納を整理するためにかかる多額の費用は、本来は福祉・教育・土木事業などに使われるべき貴重な町税から支出されることとなります。

また、滞納は、期限内に納税している大多数の町民との公平性を欠くこととなります。収入や財産があるにもかかわらず納税をしない滞納者には、き然とした態度で滞納処分を執行します。

なお、滞納税には最大で9.2%の延滞金加算され、本税同様に滞納処分の対象です。



滞納は放置せず、必ず納付相談を

督促状を放置したり、催促を無視したりしても問題の解決にはなりません。病気や失業、災害など、やむを得ない理由で一時的に税金を納期内に納めることが困難な人は、納期内に納付の相談をしてください。

ただし、虚偽の申し出や納付計画を守らずに不履行となった場合、納税額に見合わない分納をしている場合、滞納を解消できる財産が発見された場合は滞納処分の対象となります。

▼相談・問合せ先

財務課 税務室 (直通)

☎ 26・2238



10月1日(水)から保険証が新しくなります

国民健康保険

新しい保険証は、一般被保険者、退職被保険者ともに「紫色」です。退職被保険者の保険証には「退」の文字が印刷されています。

9月中旬に各世帯主あてに送付されます。現在の保険証は、10月1日以降は使用できません。役場窓口にご返却いただくか、ご自分で破棄してください。

▼問合せ先
健康福祉課 保険室
☎26・2249(直通)

新しい保険証が届いたら

記載内容に誤りがないか、人数分の保険証があるかを確認しましょう。

❗記載内容に誤りがあるときは、健康福祉課保険室へ連絡

なお、退職や就職、転入・転出などによる国民健康保険の加入や離脱には、届け出が必要です。異動があった日から14日以内に届け出をしてください。

国保税の納付はとても大事!

国保税を滞納すると通常の有効期限(1年間)より期間が短い保険証を交付する場合があります。

また、特別な事情がなく納付状況が改善しない場合は、「資格証明書」を交付することがあります。資格証明書の交付を受けた場合、医療費はいったん全額自己負担することになります。

ご存知ですか?

国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)は、20歳から60歳までの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受けるためには保険料の納付済期間や免除期間などが原則として25年以上必要となります。

この要件を満たしていない場合は70歳になるまで任意加入することが出来ます。(昭和40年4月1日以前に生まれた人に限る) また、海外に在住する日本国籍を持つ人も国民年金に任意加入することが出来ます。詳しくはお問合わせください。

▼問合せ先
洪川年金事務所
☎22・1607

ジェネリック医薬品をおすすめします

薬代の負担軽減に

用語解説

ジェネリック医薬品

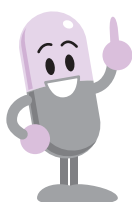
(後発医薬品)

新薬(先発医薬品)の特許期間が切れた後に販売される医薬品のこと。

有効成分、効き目、品質、安全性は新薬と同等だが、価格は大幅に安く、概ね新薬の7割以下、中には5割以下の薬もある。現在、製造販売されているものは、国の厳格な審査を受け、効き目や安全性が承認されている。

薬代の差額を通知します

町では、服用中の薬に替わるジェネリック医薬品がある人を対象に、「ジェネリック医薬品差額通知」を毎年2回、9月と3月に送付しています。通知は、医薬品を切り替えた場合の自己負担額の差額が分かるようになっていきます。切り替えの検討にご活用ください。



ジェネリック医薬品への切り替え方法

● 診療を受けている医療機関で「ジェネリック医薬品に切り替えたい。」と伝える。
● 保険証と一緒に送付される、「ジェネリック医薬品希望カード」を医療機関窓口などで提示。
※新薬しかない場合もありま
す。また、ほかの医薬品との飲み合わせが変わることもありま
す。医療機関で十分相談した上
で切り替えてください。



都合のよい会場へお越しください。

実施日 10月18日(土)

会場と時間	
小倉集会所	9:00 ~ 9:20
役場北駐車場	9:30 ~ 10:00
木戸集落センター	10:10 ~ 10:25
大久保集落センター	10:45 ~ 11:00
駒寄住民センター	11:15 ~ 11:30
漆原文化センター	11:40 ~ 12:00



おとなしく
していてね!

料金表

新規 6,400円
 注射のみ 3,400円

なるべくお釣りのないようご注意ください。

会場では、飼い主が犬をおさえられるように
しましょう

犬の登録と狂犬病予防注射

巡回して予防注射を行います

狂犬病の予防注射は、1年に1回受けることが法律で義務付けられています。

また、新たに犬を飼う場合は、犬の登録が必要です。

町では各地区を巡回し、犬の登録と予防注射を行います。なお、登録済みで注射を済ませていない飼い主さまには、注射通知書が送付されますのでご持参ください。



※4月以降、既に狂犬病予防注射が済んでいる人へは、通知が届きません。

登録された愛犬に変更事項(死亡・住所異動)があった場合には届出が必要です。必ず役場町民生活課生活環境室へご連絡ください。

▼連絡・問合せ先

町民生活課生活環境室
☎26・2243(直通)

申請をお忘れなく

臨時福祉給付金 子育て世帯臨時特例給付金

臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金の申請を受けています。

申請受付は、平成26年11月4日(土)までです。お早めに申請ください。

対象と思われる人には、申請書を送付済みです。送付されていない人でも所得の変更などにより該当する場合がありますので確認してください。

申請をした人でも、審査の結果、対象外となる場合があります。また、給付金受給後でも、対象となる資格を有しないことが判明した場合は給付金を返還していただきます。

いずれの給付金も、平成26年1月1日時点、住所のあった市町村に申請してください。

▼問合せ先

健康福祉課 福祉室
☎26・2247(直通)

現住所は吉岡だけど2月に〇〇市から転入しました。



その場合は〇〇市に申請してください。

子育て世帯臨時特例給付金

対象児童一人につき1万円

▶支給対象者

平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者であって、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない人

※職場から児童手当を受給している公務員も、市町村へ給付金の申請が必要です。

※臨時福祉給付金の該当者、生活保護の被保護者は支給対象外です。

臨時福祉給付金

給付対象者一人につき1万円

※給付対象者が老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金、児童扶養・特別障害者手当などの受給者の場合は、5千円を加算

▶支給対象者

平成26年度分の町県民税(均等割)が課税されない人

・課税されている人の扶養となっている人、生活保護の被保護者は支給対象外です。